

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

(税込み・配送料実費)

定期購読料 1 カ年61,560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 (火) (2019年)

No. 15014 1部370円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業 調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061 [電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

目 次

☆主要判決全文紹介[知財高裁][上]……(1)

主要判決全文紹介

≪知的財產高等裁判所特別部≫

特許権侵害差止等請求控訴事件

(「二酸化炭素含有粘性組成物 | 事件 - 特許決102条2項、3項に基づく指害額の 算定方法及び考慮要素について判断した知財高裁大合議判決) [L1(42回)

- 知財高判(大合議)平成30年(ネ)第10063号、令和元年6月7日判決言渡(高部裁判長)ー

【本稿の概要】

本判決は、特許法102条2項(侵害者の利益相当額)、特許法102条3項(実施料相当額)に基づく損害 額の算定方法及び考慮要素について判断した。

特許法102条2項については、限界利益を算定するために控除できる経費を「侵害者において侵害品を 製造販売することによりその製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費」のみとし、「利益全額 について同項による推定が及ぶ」と解し、推定覆滅事由として、「侵害者が得た利益と特許権者が受けた 損害との相当因果関係を阻害する事情…。また、特許発明が侵害品の部分のみに実施されている場合…」

SUGIMURA & Partners

杉村 憲司 代表弁護士 杉村 光嗣 代表弁理士

杉村 興作 塚中 哲雄 澤田 達也 冨田 和幸 下地 健一 大倉 昭人 粟野 晴夫 河合 隆慶 中山 健一 齋藤 恭一 山口 雄輔 鈴木 治 福尾 誠 池田 浩 吉田 憲悟 村松 由布子 寺嶋 勇太 結城 仁美 川原 敬祐 岡野 大和 前田 勇人 坪内 伸 甲原 秀俊 太田 昌宏 吉澤 雄郎 小松 靖之 伊藤 怜愛 片岡 憲一郎 田中 達也 高橋 林太郎 福井 敏夫 酒匂 健吾 柿沼 公二 神 紘一郎 坂本 晃太郎 西尾 隆弘 石川 雅章 永久保 宅哉 色部 暁義 田浦 弘達 門田 尚也 加藤 正樹 朴 瑛哲 藤本 一 鈴木 俊樹 真能 清志 石井 裕充 内海 一成 市枝 信之 橋本 大佑 君塚 絵美 井上 高雄 辻 啓太 塩川 未久 鈴木 麻菜美 大島 かおり 田中 睦美 宮谷 昂佑 廣昇 鈴木 裕貴 Stephen Scott 水間 章子 山本 睦也 貴志 浩充 北村 慎吾 鹿山 昌代 伊藤 佐保子 岡本 岳 所員190名うち弁理士67名、弁護士2名、欧州弁理士1名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners 電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: https://sugimura.partners/

という二段階を判示した。

特許法102条 3 項については、令和元年新法特許法102条 4 項を先取りして、「特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、実施に対し受けるべき料率は、むしろ、通常の実施料率に比べて自ずと高額になるであろうことを考慮すべきである。」と判示し、料率を定める具体的方針として、「①当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、②当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、③当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、④特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべき」とした。

最終的には、控訴人キアラマキアート以外は、特許法102条2項に基づいて算定した損害額が、特許法102条3項に基づいて算定した損害額を上回ったため、特許法102条2項に基づいて算定した損害額が認容された。控訴人キアラマキアートについては、特許法102条3項に基づいて算定した損害額が、特許法102条2項に基づいて算定した損害額を上回ったため、特許法102条3項に基づいて算定した損害額が認容された。本判決は、大合議判決として特許法102条2項及び3項について判示した知財高裁の意見表明であるから、今後の実務上極めて重要な意義を有すると思われる。

【①特許法102条2項(侵害者の利益相当額)+考察】

1. 条文(特許法102条2項)

「特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利 益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。」

2. 特許法102条2項が適用されるための要件

(判旨抜粋)「<u>特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろう</u>という事情が存在する場合には、特許法102条2項の適用が認められると解すべきである。」

本大合議判決の事案では、特許権者も本件発明1-1及び2-1の技術的範囲に属する製品を製造・販売していたから、実質的な争点ではなかった。

過去の重要裁判例として、知財高裁(大合議)平成24年(ネ)第10015号「ごみ貯蔵機器」事件は、「… 特許法102条2項は、民法の原則の下では、特許権侵害によって特許権者が被った損害の賠償を求め るためには、特許権者において、損害の発生及び額、これと特許権侵害行為との間の因果関係を主張、 立証しなければならないところ、その立証等には困難が伴い、その結果、妥当な損害の塡補がされな いという不都合が生じ得ることに照らして、侵害者が侵害行為によって利益を受けているときは、そ の利益額を特許権者の損害額と推定するとして、立証の困難性の軽減を図った規定である。このよう に、特許法102条2項は、損害額の立証の困難性を軽減する趣旨で設けられた規定であって、その効果 も推定にすぎないことからすれば、同項を適用するための要件を、殊更厳格なものとする合理的な理 由はないというべきである。したがって、特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったなら ば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、特許法102条2項の適用が認められると解 すべきであり、特許権者と侵害者の業務態様等に相違が存在するなどの諸事情は、推定された損害額 を覆滅する事情として考慮されるとするのが相当である。…特許法102条2項の適用に当たり、特許権 者において、当該特許発明を実施していることを要件とするものではないというべきである。…原告は、 コンビ社との間で本件販売店契約を締結し、これに基づき、コンビ社を日本国内における原告製品の 販売店とし、コンビ社に対し、英国で製造した本件発明1に係る原告製カセットを販売(輸出)してい ること、コンビ社は、上記原告製カセットを、日本国内において、一般消費者に対し、販売している